

調達要求番号：2MCU1A20010

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	仕 様 書 番 号	
整備診断作業	NLT-Z200003F	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	平成21年 1月27日
	変 更	令和 3年10月15日
	作成部隊等名	北海道補給処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において実施する装備品等の外注整備診断作業について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、GLT-CG-Z500002の2.1による。

2.2 品名・数量

品名及び数量は、調達要求書による。ただし、調達要求書で指定できない場合は調達要領指定書によって指定する。

2.3 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2 b)に示す“修理”とする。

2.4 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3 d)～f)によるほか、細部は、次による。

なお、工程の細部指示については、調達要領指定書によって指定する。

- a) 診断作業方式 作業内容は表1による。ただし、電子器材等については、表4による。
- b) 整備作業方式 作業内容は表2による。ただし、電子器材等については、表5による。
- c) 整備診断作業方式 作業内容は表3による。ただし、電子器材等については、表6による。

2.5 修理基準

修理基準は、当該物品の陸上自衛隊整備諸基準による。ただし、整備諸基準がない場合及び細部については、承認図面又は当該物品の製造会社の会社基準等による。

2.6 整備実施場所

整備実施場所は、次による。

- a) 整備実施場所は、特に調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z50

0002の2.6 a)に示す“営業所等”とする。

b) 保有部隊等において整備を実施する場合は、調達要領指定書によって指定する。なお、整備のため実施場所（当該駐屯地など）へ出入りなどする場合は、当該駐分屯地の定めるところによる。

2.7 構成

構成は、当該物品の陸上自衛隊補給カタログによる。ただし、これにより難しい場合は承認図面又は当該物品の製造者の会社基準による。

2.8 部品・副資材

部品及び副資材は、GLT-CG-Z500002の2.9による。

2.9 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、GLT-CG-Z500002の2.10による。なお、塗装区分は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、C塗装とする。

2.10 外観

外観は、GLT-CG-Z500002の2.12.1による。

2.11 機能・性能

機能及び性能は、要整備品の本来の機能及び性能を満足するものでなければならない。

2.12 整備品の表示

整備品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.13による。

3 品質保証

3.1 試験・試験方法

試験及び試験方法は、2.4によるほか、GLT-CG-Z500002の3.1による。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、GLT-CG-Z000001の箇条4による。ただし、包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 一般事項

その他の指示は、GLT-CG-Z500002の箇条5による。なお、必要事項については、調達要領指定書によって指定する。

5.2 承認用図面等

契約の相手方は、2.5、2.7及びその他必要なものについて、契約後速やかに承認用図面等を作成し、契約担当官等の承認を受ける。

5.3 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表7による。

表 7-提出書類

番号	整備の作業方式	提出書類名	部数	提出先	提出時期	注記
1	診断作業	整備診断 明細書	4部	契約担当官等	診断作業 終了後	様式を図1に示 す。
2	整備作業	—	—	—	—	—
3	整備診断作業	整備診断 明細書	4部	契約担当官等	診断作業 終了後	様式を図1に示 す。

5.4 秘密保全など

秘密保全などは、GLT-CG-Z500002の箇条6による。

5.5 サプライチェーン・リスク対応に関する要求

サプライチェーン・リスク対応に関する要求は、GLT-CG-Z000009の2.2により実施し、要求の有無は、調達要領指定書によって指定する。

5.6 その他

その他は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の箇条7による。

5.7 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表 1—診断作業表

区分	工程	作業内容	注記	
診断作業	1	入場点検	入場品の外観状態、欠品の有無及び外部の損傷状況を点検する。	—
	2	分解	入場品を点検計測が可能な範囲の構成単位に分解する。	—
	3	洗浄	スチーム、圧縮空気、洗油、薬液等により洗浄し、付着している泥土、油脂、ほこり、さびなどを除去し、清掃する。	アルミ合金などの部品は、洗浄にか(苛)性ソーダを使用してはならない。
	4	点検計測	1) 目視、測定機器、器具などにより摩耗、損傷などの状態を点検計測し、部品の交換、補充又は修正の要否を判定する。 2) 修理基準で示された部品については、金属探傷試験などを行う。	1) 点検計測は、主要部位から優先して行う。 2) 契約の相手方は、点検計測後に整備診断明細書を作成提出する。 〔必要に応じ、整備資料(製造会社の会社基準など)を提出する。〕 3) 絶縁抵抗、導通試験、水圧・油圧・気圧試験などを含む。
	5	部品組立て	第 2 工程で分解した部品による組立て	—
	6	包装など	本文箇条 4 による。	—

表 2—整備作業表

区分	工程		作業内容	注記
整備作業	1	入場点検	入場品の外観状態、欠品の有無及び外部の損傷状況を点検する。	—
	2	分解	整備明細仕様書 ^{a)} の修理作業のための必要箇所の分解	—
	3	修理	整備明細仕様書による修理作業	打こん、まくれ、曲がりなどの軽易な修正作業を含む。
	4	部品組立て	分解した部品及び交換部品による組立て	組立てに伴う調整、給油脂を含む。
	5	機能・性能試験	本文 3.1 による。	—
	6	塗装・防せい 処置	本文 2.9 による。	—
	7	整備品の表示	本文 2.12 による。	—
	8	完成検査及び 包装	1) 完成検査は、本文 3.2 による。 2) 包装は、本文箇条 4 による。	—
<p>注^{a)} 整備明細仕様書とは、点検計測後、契約の相手方が作成し提出した整備診断明細書の記載内容について検査官等が審査し、承認したものをいう。</p>				

表 3—整備診断作業表

区分	工程		作業内容	注記
診断作業	1	入場点検	入場品の外観状態、欠品の有無及び外部の損傷状況を点検する。	—
	2	分解	入場品を点検計測が可能な範囲の構成単位に分解する。	—
	3	洗浄	スチーム、圧縮空気、洗油、薬液等により洗浄し、付着している泥土、油脂、ほこり、さびなどを除去し、清掃する。	アルミ合金などの部品は、洗浄にか(苛)性ソーダを使用してはならない。
	4	点検計測	1) 目視、測定機器、器具などにより摩耗、損傷などの状態を点検計測し、部品の交換、補充又は修正の要否を判定する。 2) 修理基準で示された部品については、金属探傷試験などを行う。	1) 点検計測は、主要部位から優先して行う。 2) 契約の相手方は、点検計測後に整備診断明細書を作成提出する。 〔必要に応じ、整備資料(製造会社の会社基準など)を提出する。〕 3) 絶縁抵抗、導通試験、水圧・油圧・気圧試験等を含む。
整備作業	5	修理	整備明細仕様書 ^{a)} による修理作業	打こん、まくれ、曲がりなどの軽易な修正作業を含む。
	6	部品組立て	第2工程で分解した部品及び交換部品による組立て	組立てに伴う調整、給油脂を含む。
	7	機能・性能試験	本文3.1による。	—
	8	塗装・防せい 処置	本文2.9による。	—
	9	整備品の表示	本文2.12による。	—
	10	完成検査及び 包装	1) 完成検査は、本文3.2による。 2) 包装は、本文箇条4による。	—
注 ^{a)} 整備明細仕様書とは、点検計測後、契約の相手方が作成し提出した整備診断明細書の記載内容について検査官等が審査し、承認したものをいう。				

表 4—電子器材等診断作業表

区分	工程	作業内容	注記	
診断作業	1	入場点検	入場品の外観状態、欠品の有無及び外部の損傷状況を点検する。	—
	2	ユニット ^{a)} の点検・計測	ユニットを計測器などによって点検・計測し、不具合部位を判定する。	—
	3	分解	入場品を点検計測が可能な範囲の構成単位に分解する。	プリント基板などは、分解しない。
	4	点検計測	感応、計測機器などにより部品交換、補充又は修正の可否を測定する。 この場合、点検計測に必要な不良部品の一時交換、仮付けなどを含む。	1) 点検計測を行う場合に 必要な清掃、手入れ、調整などを含む。 なお、点検計測は、主要部位から優先して行う。 2) 契約の相手方は、点検計測後に整備診断明細書を作成提出する。 [必要に応じ、整備資料(製造会社の会社基準など)を提出する。] 3) 絶縁抵抗、導通試験等を含む。
	5	部品組立て	第3工程で分解した部品による組立て	—
	6	包装	本文箇条 4 による。	—
注 ^{a)} ユニットとは、入場品又は機能を点検・計測できる構成単位とする。				

表 5—電子器材等整備作業表

区分	工程	作業内容	注記	
整備作業	1	入場点検	入場品の外観状態，欠品の有無及び外部の損傷状況を点検する。	—
	2	分解	整備明細仕様書 ^{a)} の修理作業のための必要箇所の分解	—
	3	修理	1) 整備明細仕様書による修理作業 2) 修正作業に伴う調整，また，必要に応じて防湿，防震，固定などの処置を施す。	へこみ，曲がりなどのある部位，表示などの不鮮明な部位の軽易な修正を含む。
	4	部品組立て	分解した部品及び交換部品による組立て	組立てに伴う調整，給油脂を含む。
	5	機能・性能試験	本文 3.1 による。	—
	6	塗装・防せい処置	本文 2.9 による。	—
	7	整備品の表示	本文 2.12 による。	—
	8	完成検査及び包装	1) 完成検査は，本文 3.2 による。 2) 包装は，本文箇条 4 による。	—
<p>注^{a)} 整備明細仕様書とは，点検計測後，契約の相手方が作成し提出した整備診断明細書の記載内容について検査官等が審査し，承認したものをいう。</p>				

表 6—電子器材等整備診断作業表

区分	工程	作業内容	注記	
診断作業	1	入場点検	入場品の外観状態、欠品の有無及び外部の損傷状況を点検する。	—
	2	ユニット ^{a)} の点検・計測	ユニットを計測器などによって点検・計測し、不具合部位を判定する。	—
	3	分解	入場品を点検計測が可能な範囲の構成単位に分解する。	プリント基板などは、分解しない。
	4	点検計測	感応、計測機器などにより部品交換、補充又は修正の要否を測定する。 この場合、点検計測に必要な不良部品の一時交換、仮付けなどを含む。	1) 点検計測を行う場合に 必要な清掃、手入れ、調整などを含む。 なお、点検計測は、主要部位から優先して行う。 2) 契約の相手方は、点検計測後に整備診断明細書を作成提出する。 〔必要に応じ、整備資料（製造会社の会社基準など）を提出する。〕 3) 絶縁抵抗、導通試験等を含む。
整備作業	5	修理	1) 整備明細仕様書 ^{b)} による修理作業 2) 修正作業に伴う調整、また、必要に応じて防湿、防震、固定などの処置を施す。	へこみ、曲がりなどのある部位、表示などの不鮮明な部位の軽易な修正を含む。
	6	部品組立て	第3工程で分解した部品及び交換部品による組立て	組立てに伴う調整、給油脂を含む。
	7	機能・性能試験	本文3.1による。	—
	8	塗装・防せい処置	本文2.9による。	—
	9	整備品の表示	本文2.12による。	—
	10	完成検査及び包装	1) 完成検査は、本文3.2による。 2) 包装は、本文箇条4による。	—
<p>注^{a)} ユニットとは、入場品又は機能を点検・計測できる構成単位とする。</p> <p>注^{b)} 整備明細仕様書とは、点検計測後、契約の相手方が作成し提出した整備診断明細書の記載内容について検査官等が審査し、承認したものをいう。</p>				

整備診断明細書 ^{a)}
(整備明細仕様書 ^{b)})

分任支出負担担当官 (分任契約担当官)
陸上自衛隊北海道補給処 調達会計部長 殿

	審査承認 ^{b)} 検査官等	
契約番号 ^{b)}	調達要求番号 ^{b)}	所在地 会社名 代表者氏名 固有番号
品名	品名	見積
一連番号	区分・ 部品番号	工数
	交換 部品	材料費
	補充 部品	単価
	修理	金額
	備考	部品費
	部品 官給の 有無 ^{b)}	単価
		金額
		加工費
		合計
		合計
		備考

注 ^{a)} 整備診断明細書の用紙寸法は、A4又はA3版を標準とする。

なお、本書式については必要に応じて修正することを妨げない。

注 ^{b)} 官側で使用する表題又は項目とする。

図 1 整備診断明細書の様式

調達要領指定書	発 簡 番 号	3 2
	調 達 要 求 番 号	2MCU1A20010
	調 達 要 求 年 月 日	4. 7. 11
	作 成 部 課	装備計画部武器課
	作 成 年 月 日	4. 7. 11
品 名	ブレーキ・速度計複合試験機（診断） 一酸化炭素・炭化水素複合測定器（診断）	
仕様書番号	NLT-Z200003F	

指定事項：

1 本文2.2 品名・数量

a) ブレーキ・速度計複合試験機（診断）

規 格：(株)アルティア IM-2589

故障状況：別添「自動車検査用機械器具校正結果通知書」による。

診断作業は、“指示計指示不良”の修理をするための診断とする。

b) 一酸化炭素・炭化水素複合測定器（診断）

規 格：光明理科学工業 UREX-5000

故障状況：別添「自動車検査用機械器具校正結果通知書」による。

診断作業は、“濃度測定指示精度不良及び作動検査不良”の修理をするための診断とする。

2 本文2.4 整備の作業方式

2品目共通の指定事項とし、作業方式は a) **診断作業方式**とし、作業内容は表4とする。

なお、表4の工程4に示す“整備診断明細”には、一般社団法人日本自動車機械工具協会による校正は、別に契約するため見積り不要とする。

3 本文2.5 修理基準

2品目共通の指定事項とし、修理基準は、承認図面又は当該物品の製造者の会社基準とする。

4 本文2.6 整備実施場所

2品目共通の指定事項とし、幌別駐屯地とする。

5 本文2.9 塗装・防せい処置

2品目共通の指定事項とし、不要とする。

6 本文2.12 整備品の表示

2品目共通の指定事項とし、不要とする。

7 本文5.5 サプライチェーン・リスク対応に関する要求

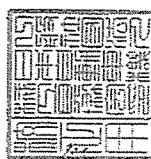
2品目共通の指定事項とし、要求しない。

自動車検査用機械器具校正結果通知書

第10施設及直接支援大隊第3直接支援中隊様

指定自動車整備事業規則第12条に基づき、下記の機器について校正を行った結果、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合しておりますので通知します。

国土交通大臣登録校正実施機関
一般社団法人日本自動車機械工具協会



一酸化炭素測定器

型式	一酸化炭素濃度指示精度				判定基準
	測定レンジ (vol%)	校正用ガス濃度 (指示すべき値) (vol%)	校正前誤差 (vol%)	校正後誤差 (vol%)	
UREX-5000	0~	0			<input checked="" type="checkbox"/> 平成7年7月以前に試験を受けたもの <input type="checkbox"/> 平成7年6月以前に試験を受けたもの
JATA-CO-HC-1	0~	0	0		
製造番号	10	4.57	0.00		±0.06vol% 以下
製作者		0			指示すべき値の±5%以下
校正員	外観		作動		
	項目	判定	判定基準	項目	判定
校正器登録番号	採取管	良・否	つぶれ、つまり、割れ、汚れ等のないこと。	ポンプ及びフローモニタ	良・否
	導管	良・否		簡易校正装置	良・否
	フィルタ	良・否			
校正実施日	備考 作動検査不良 (70-モータ)				
	令和3年12月22日				

※この通知書を自動車検査用機械器具校正不適合報告書に添えて速やかに運輸支局に提出し、その指示を受けて下さい。

自動車検査用機械器具校正結果通知書

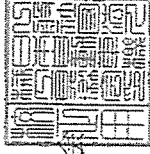
第101施設直接支援隊第3直接支援隊様

指定自動車整備事業規則第12条に基づき、下記の機器について校正を行った結果、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合しておりますので通知します。

炭化水素測定器

国土交通大臣登録校正実施機関

一般社団法人日本自動車機械工具協会



型 式	炭化水素濃度指示精度						判定基準
	測定レンジ (最大目盛) (volppm)	換算係数	校正用ガス濃度 (volppm)	校正前誤差 (volppm)	校正後誤差 (volppm)	判定基準	
UREX-5000	0~2000	0.515	2417	0	0	<input checked="" type="checkbox"/> 平成7年7月以前に試験を受けたもの <input type="checkbox"/> 平成7年6月以前に試験を受けたもの	
JATA-COHC-1	0~10000	0.515	12280	0	0	指示すべき値の±5%以下	
製造番号	5477						
製 作 者	光陽理化学工業株式会社						
校 正 員	古 寺 伸 介						
校正器登録番号	2						
校正実施日	令和3年12月22日						

外 観			作 動		
項 目	判 定	判 定 基 準	項 目	判 定	判 定 基 準
採 取 管	良・否	つぶれ、つまり、割れ、汚れ(吸着)等のないこと。	ポンプ及びフローモータ	良・否	正常に作動すること。
導 管	良・否		分解校正装置	良・否	
フイルタ	良・否				

濃度指示精度不良及び作動検査不良(フローモータ)

※この通知書を自動車検査用機械器具校正不適合報告書に添えて速やかに運輸支局に提出し、その指示を受けて下さい。